

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和7年11月18日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第39号

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正  
する規則

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する規則（平成7年東海市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に、「執務時間中」を「東海市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日以外の日の午前9時から午後4時までの間」に改め、同条第4項中「又は加筆」を「、加筆」に改め、同条第6項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。